

1. 砂漠化防止対策モデル事業調査の概要と評価

1-1. 砂漠化防止対策モデル事業調査の背景と目的

1994年（平成6年）に採択され、1996年（平成8年）に発効した砂漠化対処条約においては、砂漠化防止対策の実施にあたって、地域の実情に即した技術を適用することが重要であると指摘されている。

日本国環境省は、砂漠化の進行する地域において貴重な水資源である地下水を有効に開発・利用する技術として、日本でも実用化されつつある「地下ダム」に着目し、この技術の現地適用性をハード・ソフト両面から検証することを目的とする「砂漠化防止対策モデル事業調査」を実施した。

砂漠化が進行している乾燥・半乾燥地域でのこれまでの水資源開発は、地表水及び深層地下水を対象とするものが中心であった。

地表水の開発は、主として「地上ダム」によって行なわれてきた。しかし、「地上ダム」は広大な水没地域を伴うため、水没地域における自然破壊や住民移転等様々な問題が指摘されている。また、平坦な準平原に造られるダムにおいては、水深に比べて貯水面積が広大となるため、乾燥・半乾燥地域においては貯水の多くが蒸発によって失われてしまう。このため、最も水を必要とする乾季に「貯水ダム」としての機能を有効に発揮できないという問題もある。

一方、深層地下水の開発は、賦存量が限られているため、持続性が問題となる。また、深層地下水の塩分濃度が高い場合には、「塩害」の問題も考慮しなければならない。さらに、その開発は点的なものとなるため、住民や家畜等の集中をもたらす、砂漠化を人為的に促進する危険もある。

このような地表水及び深層地下水の開発の問題点を回避するためには、地下の浅いところに賦存して比較的流れが速い「浅層地下水」の開発可能性を検討する必要がある。浅層地下水の開発手法として、近年、「地下ダム」が着目されている。「地下ダム」とは、地下水を堤体によって堰き止め、貯水して利用する施設である。日本国内においても、河川の発達が悪い離島等において、新たな水資源開発手法として技術開発が進められている。通常の地上ダムと比較して、土地が水没しない、土中に埋没しているため決壊の心配がない等の利点がある。また、乾燥地域においては、蒸発による貯水量の減少が少ない、寄生虫等の繁殖の怖れがない等の利点も予想される。一方、地下の水理地質条件の把握が必要であるため適地選定が難しい、地層中の空隙に貯水するため貯水効率が悪い等の問題点も挙げられる。

本事業では、乾燥・半乾燥地域における水資源開発方法として、浅層地下水を貯水する「地下ダム」に着目し、干ばつの常襲地域である西アフリカにおいて、その現地適用性を検証することとした。

1-2. 事業の実施経緯

本事業は、1995年（平成7年度）から2003年3月（平成14年度）まで実施した。

(1) 事業実施地域（国）の選定；

砂漠化対処条約では、深刻な干ばつ及び砂漠化が特にアフリカにおいて悲惨な結果をもたらしていると指摘している。

本事業では、次の条件を満たしている国として、アフリカのサヘル地域の中からブルキナ・ファソ国を事業対象国に選定した。

- ① 砂漠化の進行が深刻な国であること